

世帯向け 皆さんの生活を守るための補助・給付を実施

市では、住居の防犯対策や物価高騰による皆さんの負担を軽減するため、市独自の施策を含めた支援を行っています。詳しくは、市ホームページ(各支援策の二次元コード)をご覧ください。

住まいの防犯対策補助金

問 市民安全推進課 同事業専用ダイヤル ☎401-8589

侵入を防ぐ！強化ポイント

近頃、就寝時や在宅中の際を見て住宅に侵入し窃盗する犯罪などが報道されており、悪質な手口による強盗事件が市内でも発生しています。市では、船橋警察署・船橋東警察署と連携して、防犯力の強化を進め、安全・安心なまちづくりに取り組んでいます。補助金を活用して、防犯対策を強化しましょう。

- 窓ガラスに防犯フィルムを貼る
- 防犯カメラを設置する
- センサーライトを設置する
- 玄関や窓に補助錠を設置する
- 録画機能付きドアホンにする
- 防犯砂利を敷く

〈補助金額〉購入費の2分の1(上限2万円)※1000円未満切り捨て
 〈申請期間〉7年4月1日(火)～8年3月31日(火)(必着)
 〈申請方法〉購入日、購入金額、物品名が確認できる領収書等の必要書類を添えて、市ホームページ(右コード)からオンライン申請、または専用窓口(〒273-0011 湊町2-10-18・本庁舎分室3階)へ



子ども応援臨時給付金

問 子育て給付課 ☎436-2316

物価高騰の影響を受ける子育て世帯に、児童1人当たり1万円を、電子マネーまたはプリペイドカードで給付します。
 〈対象〉7年1月1日時点で船橋市に住民登録がある、平成18年4月2日以降に生まれた児童の保護者

〈給付方法〉3月以降、電子マネーに交換できる案内通知を発送 ※期限までに交換しない人、電子マネーを使用しない人にはプリペイドカードを発送
 〈給付時期〉3月以降



▪ 現在、給付に向けて準備を進めています。詳細が決まり次第、市ホームページや「広報ふなばし」等でお知らせします。

住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金

問 同給付金コールセンター ☎0120-777-136

6年12月13日時点で船橋市に住民登録があり、6年度住民税が非課税または均等割のみ課税世帯等に、1世帯当たり3万円を給付します。
 18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる世帯は、児童1人当たり2万円を加算します。

〈申請期限〉4月30日(※消印有効)まで
 ▪ 予期せず6年1～12月の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯も対象となる場合があります。詳しくはコールセンターへお問い合わせください。



緊急通報装置を貸与します。

問 高齢者福祉課 ☎436-2352

在宅の日常生活を営むのに支障がある高齢者に対して、急病などの緊急時に受信センターと連絡をとり、救急車の要請や警備員の駆けつけによる安否確認を行うため、通報装置を貸与する。

- 〈対象者および利用者負担額〉
- ① 在宅の65歳以上のひとり暮らし、もしくはこれに準ずる高齢者で常に安否の確認を必要とする者 ・無料
 - ② 在宅の75歳以上のひとり暮らし高齢者で、常に安否の確認は必要でなくとも不安感を持っている者
 ・市県民税課税者 2,200円/月額(税込)
 ・市県民税非課税者 1,100円/月額(税込)

参考：船橋市ホームページ・広報ふなばし

船橋市議会議員

いとう紀子

世代をつなぐ。地域をつなぐ。

住所：〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
 TEL.047-427-7615 FAX.047-751-3574
 mail:n0917s1227@gmail.com

職歴 船橋市内ペットショップ(トリマー)
 平成26年 衆議院議員秘書
 平成29年 船橋市議会議員補欠選挙 初当選
 平成31年 船橋市議会議員選挙 当選
 令和4年度 船橋青年会議所事務局長・財務局長
 ■ 船橋北ライオンズ会員

学歴 習志野市立習志野高校 卒業
 専門学校ちば愛犬動物学園 卒業

日々の活動状況は、SNSでも配信中！ぜひ、ご覧ください！



市議会報告レポート Vol.14

船橋市議会議員

いとう紀子

世代をつなぐ。地域をつなぐ。



討議資料

◆◆ 定例議会報告 ◆◆

「市民力」「都市力」が輝く船橋へ



船橋市長 松戸 徹

令和7年度は、資材価格・労務単価の高騰に対応するとともに安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備、児童・生徒への支援、教育環境の充実、防災・防犯への補助、都市基盤の整備等、本市の未来を見据えて取り組むべき施策を中心に予算編成しました。

今、さまざまな経済状況等によって、次代を担う子どもたちが自分の可能性を見つけ伸ばしていける機会が狭められることは、子どもたち自身だけでなく、今後の社会にとっても大きな損失であり、可能な限りその機会を整えることが重要です。7年度はそうしたことを踏まえ、市民の皆様と一体となった取り組みを展開していく必要があります。

本市には、それぞれの時代に多くの市民の皆様が課題解決に取り組んできた素晴らしい「市民力」があり、それによって築かれた「都市力」があります。今後到来する人口減少も見据えながら、将来に向けて全ての市民の皆様が安心して住む喜びを感じられるよう、より強固な基盤づくりに取り組んでまいります。

皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和7年度予算前年比

区分	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
一般会計	256,800,000	235,250,000	21,550,000	9.2%
国民健康保険	50,622,000	51,223,000	-601,000	-1.2%
公共用地先行取得	478,000	1,688,000	-1,210,000	-71.7%
特別会計				
船橋駅南口市街地再開発	691,000	693,000	-2,000	-0.3%
介護保険	54,269,000	52,232,000	2,037,000	3.9%
母子父子寡婦福祉資金貸付	117,000	165,000	-48,000	-29.1%
後期高齢者医療	10,271,000	9,731,000	540,000	5.5%
計	116,448,000	115,732,000	716,000	0.6%
企業会計				
地方卸売市場	1,348,000	1,456,000	-108,000	-7.4%
病院	23,801,000	25,967,000	-2,166,000	-8.3%
下水道	39,760,601	39,984,347	-223,746	-0.6%
計	64,909,601	67,407,347	-2,497,746	-3.7%
特別会計・企業会計	181,357,601	183,139,347	-1,781,746	-1.0%
合計	438,157,601	418,389,347	19,768,254	4.7%

(単位：千円)

令和7(2025)年度当初予算案

令和7(2025)年度の一般会計の予算規模は、前年度比215億5,000万円、率にして9.2%増の2,568億円となり、過去最大となりました。

予算案では、資材価格・労務単価の高騰に対応するとともに、第3次船橋市総合計画基本構想に掲げる5つの「めざすまちの姿」の実現に向けた取り組みを着実に実施するため、安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備、児童・生徒への支援及び教育環境の充実、自然災害等への対策、都市基盤の整備など、本市の未来を見据えて取り組むべき施策を中心に予算を計上しました。

また、令和6(2024)年8月に重点事業候補※に選定した事業について、優先的に予算計上しました。

※重点事業候補とは、第3次船橋市総合計画基本構想に掲げる「めざすまちの姿」の実現や、社会経済情勢の変化による新たな課題に的確に対応するため、予算編成開始前において選定した新規・拡大事業。



市議会定例会にて一般質問！

令和6年度 第4回定例会にて一般質問を行いました。内容は一部の地域に偏らず幅広い市民の皆様に関わる内容となっておりますので、ご一読いただければと思います。紙面ではすべて記載できないので、一部を抜粋してご紹介いたします。詳細は船橋市議会HPにて録画がございますので、ぜひご覧くださいませ。



1 中学校の校則、学校のルールについて

いとう紀子

船橋青年会議所の中学生を対象とした大プレゼン大会に出席をさせていただきました。不登校の話の中では、ポジティブな不登校はありとの声もあり、私自身義務教育という先入観に捉われているのかもしれない、もっと視野を広げなければならないと大変勉強させていただきました。

中学校の校則、学校のルールについて質問をさせていただきます。校則と学校のルールは、学校により異なるものと認識しております。生徒の意見を聞き、よいものは取り入れることはできないのでしょうか。また、校則や学校のルールは、いつ見直しがされるのでしょうか。

回答

生徒指導提要(令和4年12月改定)によりますと、必要の有無も含めて議論し、絶えず見直しを行うことが求められています。

また、校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、教育的意義を有すると示されています。

見直しの方法や時期については、各学校によって異なります。生徒からの意見は、生徒会が主体の活動や目安箱、1人1台端末を通じて意見を集約しております。出された意見について生徒総会などで生徒自身が協議し見直すなど、生徒の自治活動として取り組んでいる学校もございます。

教育委員会としても生徒指導提要で示された考え方を改めて周知し、今後も現在の取組を継続して行うよう促してまいります。

いとう紀子

子供たちから大人へメッセージがありました。そこでは、今ある校則がなぜあるのか具体的に考える場や時間をつくってほしい。子供たちだけで考えた校則や決まり事があっていいのではないか。校則はあったほうがいいが時代に合わせて変更するべき。理由や必要性について理解を深めればよい。髪型や髪色など制限を設けた上で多少自由にしてもよいのではないか——この髪型については三つ編みはいいけど編み込みは駄目という話があるようで、その違いもちょっと分からないという話も出ておりました。校則について生徒たちが決められるように意見箱や生徒会の投票を実施してほしい。その意見でよりよく変えていけるような取組を増やしてほしいか。

先ほどいただいた答弁では、校則が生徒によって変えられるとのことでしたが、今回出席した子供たちの中にはそのような認識は全くなく、また、校則について考えたい、知りたいとの意見をいただきました。各学校での取組に大きな差があるのか、または取り組んでいないものの浸透していないのかが疑問であります。

このようなことがないよう、校則や学校のルールを生徒に浸透させる取組が必要と考えますが、現在どのような取組を行っているのでしょうか。

回答

校則や学校のルールにつきましては、校則や学校のルールをまとめたプリントや生徒手帳などを基に、年度初めに集会等で生徒たち自身が確認を行ったり、教室内に掲示したりして生徒に周知しております。

また、新入生にはどの学校でも新入生オリエンテーションで生徒会が主体となって説明を行うなどの取組を行うとともに、保護者の方にも説明を行っているところでございます。

今後も生徒に浸透させられるよう学校に働きかけてまいります。



いとう紀子 議員



いとう紀子

学校によっては生徒手帳に校則の記載がない学校もあるようです。ぜひ1人1台端末を活用し、全ての生徒が把握できる取組を行っていただきたいと思います。

生徒が知りたいときに見られるように校則や学校のルールのデータ載せることや、生徒がこの校則はなぜあるのかが分かるQ&Aを載せる、先ほど答弁であったような端末を通じての意見の集約をするなど、他校のよい事例を各学校へ情報共有や提案を行い、全ての生徒が校則について関わるができる環境や、自分たちでつくった校則を誇れるものにしていただきたいと思います。

生徒への周知は生徒に提案していただくのもよいかと思います。多くの学校で積極的に取り組んでいただけるよう強く要望いたします。

2 学校により様々なボランティア活動について

いとう紀子

現在学校ではPTAやお父さんの会などの保護者団体や学校開放団体、地域団体などが草むしりやトイレ掃除、木の伐採、花壇の手入れ、ペンキ塗り、エアコンフィルターの清掃など、学校により様々なボランティア活動をしていただいております。

これらの活動は基本的には学校や市が行うことであり、やってもらえるのが当たり前になってはいないでしょうか。強制ではないが義務に近く感じる、人が集まらない、断ってよいのか分からないなど負担であるとの声もあります。このような環境整備を金銭での補助を行っていただいている団体もあるようです。ボランティアに頼らない体制を構築する必要があると考えますが、継続的にボランティアいただける各団体へは負担にならないよう、新体制になってから活動内容について再度ボランティア可能かどうかの確認の配慮も必要であると考えます。

回答

現在、学校で行われているボランティア活動について状況を確認し、公費で負担すべき内容は各団体に頼ることがないよう精査してまいります。

また、ボランティア活動を行っていただく場合は、例年どおりと常態化するのではなく、年度ごとに団体の意向を確認するよう校長会を通じて周知いたします。

3 学校の保護者団体について

いとう紀子

先ほどご紹介したようなボランティアにお願いしている内容は、環境整備費から支出することが多いと聞いております。環境整備費は足りているのでしょうか。

現在の環境整備費は、小学校令和6年度約1280万円、中学校令和6年度約780万円。小学校は55校、中学校は27校ありますので、生徒数や教室数により各学校への割り振りは変わるとお聞きしておりますが、平均して考えると1校当たりの環境整備費は少なく感じます。

基本的に掃除については教員が行うこととなっているようですが、現在、学習指導のみならず教員が抱える課題は以前より複雑化、困難化しており、さらに教員不足などの問題を抱えています。ボランティアや教員に頼らず、学校の管理が適切に行われるよう、現状の確認を行い、適切な環境整備費の見直しを強く求めさせていただきます。

PTAとは、保護者と教職員による社会教育関係団体であり、船橋市では船橋市PTA連合会が中心となり、各学校のPTAの取りまとめを行っております。

現在、船橋市でPTA連合会に加入している数は、小学校令和2年40校、現在は令和6年30校、中学校令和2年22校、現在は令和6年18校。このように、全ての学校が加入しているわけではなく、年々PTA連合会への加入率は減少しております。

現在連合会を退会や、もともと加入をしていない学校でも保護者代表として活動している団体もあります。このような団体を保護者団体と呼びさせていただきます。

保護者団体では、紙やコピー代、通信費が持ち出しになってしまうこ



とから、活動のために保護者から会費をもらい、活動されているところもあります。SNS等を駆使しても、どうしてもお金がかかってしまうのです。会費をもらうことにより、予算や決算などをつくり、総会をしなければなりません。会費を支払っていない方への対応にも苦慮することもあり、以前より活動は楽になっても人手が集まらないとの声もあります。

市は現在、PTA連合会に加入していない学校の保護者団体について把握されていないとお聞きしております。学校の保護者の代表として活動して下さっております。PTA同様に、どのような活動を行っているのか等も含め、現状を把握し、困った際の相談窓口等もつくる必要があると考えますが、ご見解をお伺いいたします。

回答

保護者等団体による活動状況の調査につきましては、今後の地域学校協働活動においても必要な情報収集と考えております、実施について学校教育部と協議してまいります。

また、相談窓口につきましても、活動状況を把握し、関係部署と連携を図りながら、よりよい方法を模索してまいります。

いとう紀子

学校にとって保護者の代表がいてくださることは大変心強く、今後も学校にとって必要な存在であります。会費がなくても活動できるように、紙代やコピー代、通信費などの補助を行うことについても今後検討していただき、継続的に活動していただける環境づくりを求めさせていただきます。

4 動物行政について

いとう紀子

習志野市では、市議会12月定例会にて、生活環境に悪影響を及ぼすハトへの餌やりについて規制をするともに、違反者に対して過料を科すこともできるような条例案を提出しており、可決されれば来年4月から施行するとしています。

JR津田沼駅周辺にて毎日のようにハトへの餌やりが行われており、大量に集まるハトの羽やふん、餌の残りが歩道などに放置され、市役所に多くの苦情が寄せられたこと、餌をまく人物に自治会役員や市職員が注意しても行為をやめることはなく、取り締まる規制もないため、新たに条例を設けることとしたとのことです。

習志野市がハトの条例を制定することについて、船橋市と習志野市で協議や情報交換を行っていたのでしょうか。また、習志野市で餌やりを行っていた方が条例制定後に船橋市に来て餌やりを行った場合、船橋市の対応はどのようにするのか。

回答

習志野市がポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例を制定する予定であるということは承知しておりますが、事前に両市で公式に協議を行ったということはありません。

習志野市とは例年10月に津田沼駅周辺において、合同で歩きタバコ・ポイ捨て防止街頭キャンペーンを実施するなど連携を図っており、適宜情報交換を行っております。

船橋市に来て餌やりを行った場合につきましては、まずは現状把握を行い、餌やりが確認された場合については口頭にて注意を促すことを想定しております。

いとう紀子

習志野市でも口頭での注意をしたのですが、何も改善がしませんでした。現在船橋市でも動物の条例がありますが、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例のみであり、習志野市同様に、もしこのような方が現れても現在の口頭注意のみの対応になるかと思います。

習志野市の条例は、注意のみならず、JR津田沼駅をはじめ市内7駅の周辺300メートルの範囲を重点区域と定め、区域内で指導に従わなかった場合には過料を科せられます。

船橋市に寄せられているハトの苦情について調べましたが、ハトの苦情だから環境部の管轄だと思い込んでいたところ、3つの課からお答えいただきました。

令和元年から調べましたが、特に増減はなかったため、令和6年度時点で、環境政策課8件、道路維持課4件、公園緑地課7件、合計で19件。うち、餌やりの苦情は8件ありました。また、共通の駅であるJR津田沼駅である習志野市で条例が制定される可能性があることから、船橋市も餌やり条例の制定について検討すべきと考えます

回答

現在、市内でのハトへの餌やりによる継続的な被害は確認されていないことから、現時点で条例の制定は考えておりませんが、来年4月から施行される予定の習志野市の状況や近隣他市の動向を把握し、庁内関係課での情報共有に努め、ハトへの餌やりの状況について注視してまいります。

いとう紀子

ハト自体については環境政策課が管轄、ハトによるふんや羽の被害が道路であれば道路維持課、公園での被害であれば公園緑地課と様々な課に相談が来ています。庁舎内関係課で情報共有していただき、よりよい環境づくりを求めさせていただきます。

5 猫の餌やりについて



いとう紀子

動物行政の中で一番苦情が多い猫では、令和元年の248件から年々増えており、令和5年では334件。その中の内容で一番多かったのが汚物、悪臭で209件でした。猫の餌やりについての苦情の件数は把握していないとのことでしたが、猫の餌やりについては、以前より市議会でも何度も取り上げられているほど地域住民の皆様にとって身近な悩みでもあります。

先ほど申し上げました船橋市で唯一の動物の条例、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例は、犬・猫を中心とした愛玩動物——ペットの条例であり、船橋市が中核市移行に伴い平成15年に施行され、令和3年7月より人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け改正をしております。

この条例において、猫の餌やりに対してどのような対応をしているのか。もっと実効性を持って餌やり禁止するために、市として罰則付きの規定を設ける考えはないのかをお伺いをいたします。

回答

船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に、猫の飼い主の責務として、猫の健康と安全の保持及び人への迷惑防止を図るために猫を屋内で飼養するよう努めることを規定しております。したがって、苦情者からの申出により、猫に餌を与える給餌者が特定できる場合には訪問し、飼い主になる意思のある者へは責任を十分に自覚し、適正な飼養をするともに屋内飼養に努めるよう、条例に基づき指導しております。

また、そうでない場合においても、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、猫への給餌により周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導または助言を行っており、事態が改善しない場合、警告・命令をすることができることとなっておりますので、現時点では条例に猫への給餌を規制し罰則を設けることは考えておりませんが、他の自治体における状況は把握してまいりたいと思っております。

いとう紀子

警告・命令とはどのようなことができるのでしょうか。動物の愛護及び管理に関する法律は、国で制定されているものであると認識しております。船橋市でも対応がすぐできる法律なのでしょうか。また、実施したことはあるのか。

回答

警告・命令の具体的な内容としましては、猫に餌を与えることで鳴き声やふん尿による臭い、害虫の発生などがあり、周辺住民の日常生活に著しい支障を及ぼしていることについて、複数の住民から苦情の申出があり、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる場合には対策を取ることを警告し、また、警告に従わなかった場合、必要に応じてその警告の内容に従うことを命ずるものです。

なお、命令に違反した者には、法で50万円以下の罰金に処するとの規定が設けられております。

警告・命令は、法では県知事の事務とされておりますが、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例において、船橋市が行う事務と定められておりますことから、市で行うことが可能となっております。

警告・命令につきましては、法改正で飼い主のいない猫への餌やりが対象となった令和2年6月以降、適用した事例はございません。

いとう紀子

船橋市でも国の法律の罰則規定が適用となり、罰金の規定が設けられていること、また、この法律は国の法律であり、県知事の事務とされているが船橋市での対応ができること。知らない方が多いと思いますので、周知していただくことを求めます。

このような動物への餌やりは、愛護の心なのかもしれませんが、しながら、こうした行動は生態系に影響を与え、過剰な繁殖にもつながります。また、食べ物によってはアレルギーが起こり、最悪は死んでしまう可能性もあるのです。

市川市では、カラスの餌やりの禁止の条例、他市町村にはイノシシの餌やり禁止条例などもあります。罰則規定はございませんが、自分たちの身近な内容での条例制定は、共生社会を目指す上で重要な施策であります。

今回、習志野市のポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例案は、この名前とのり、ポイ捨てと全ての動物の給餌と合わせた条例となっております。

動物については環境省の管轄ではありますが、現在船橋市では、愛玩動物は衛生指導課や動物愛護指導センター、保健所であり、野生動物などの動物は環境部。習志野市とは違い、異なる部局が関わることとなるため、このような合わせた条例の制定は難しいかと思いますが、同じような条例をまとめ、市民に分かりやすくするなどの取組をぜひ船橋でも今後行っていただきたいと思います。